

令和7年
12月 舟橋村議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月1日（月曜日）

議 事 日 程

令和7年12月1日 午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第34号から議案第40号まで

（提案理由の説明）

議案第34号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

議案第35号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件

議案第36号 舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例一部改正の件

議案第37号 令和7年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）

議案第38号 令和7年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第39号 令和7年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和7年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第4 議会運営委員会の委員の選任の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番 小杉知弘君

2番 古川元規君

3番 加藤智恵子君

4番 田村馨君

5 番 森 弘 秋 君
6 番 竹 島 貴 行 君
7 番 前 原 英 石 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長	渡 辺 光
教 育 長	土 田 聡
総 務 課 長	山 崎 貴 史
住 民 生 活 課 長	田 中 勝
健 康 福 祉 課 長	船 木 寛 人
会 計 管 理 者	老 田 幸 雄
代 表 監 査 委 員	川 崎 正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和7年12月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（古川元規） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

5番 森 弘 秋 議員

6番 竹 島 貴 行 議員

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（古川元規） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの12日間とし、審議終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日審議終了までとすることに決定しました。

議案第34号から議案第40号まで

○議長（古川元規） 日程第3 議案第34号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第35号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件、議案第36号 舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例一部改正の件、議案第37号 令和7年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）、議案第38号 令和7年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予

算（第2号）、議案第39号 令和7年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和7年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（古川元規） 村長より提案理由の説明を求めます。

渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 本日ここに令和7年12月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私共にご多忙の中ご出席賜り、深く感謝を申し上げます。

それでは、本日の定例議会に提出いたしました案件の説明に先立ち、所信の一端を申し上げます。

初めに、今年度末に策定を予定しております第5次舟橋村総合計画後期基本計画について申し上げます。

この総合計画は、舟橋村が目指す将来像の達成に向けた長期にわたる行政運営の根幹となる計画であり、課題や目的を村民の皆様と共有するための指針となるものです。

今回は、社会経済情勢の環境変化などを踏まえ、総合計画の中の前期基本計画を更新し、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画の策定をするものです。

昨年度に実施した第5次舟橋村総合計画後期基本計画に関するアンケート調査と舟橋村民生活満足度調査では、多くの村民の皆様から、舟橋村の施策や生活環境の満足度などに関して、率直なご回答をいただきました。

今年度は、富山大学からのご協力を得て、国の推進するEBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の手法をアンケート結果の分析に取り入れるとともに、村民の生活満足度やウェルビーイング指標を、他の自治体と比較して得られたデータを活用しながら計画の作成を進めてまいりました。

今後、学識経験者や各種団体の代表者等で構成される舟橋村総合計画審議会において計画案を審議いただくとともに、来年2月に実施予定のパブリックコメントを通じて村民の皆様からご意見をいただき、新たなニーズや課題に対応した実効性の高い計画を策定したいと考えております。

次に、ふるさと納税の強化、地域の特産品の販路開拓、販路拡大についてです。

舟橋村へのふるさと納税の寄附金額は例年増額しており、子育て支援、高齢者福祉など舟橋村の様々な施策を支える貴重な財源となっております。

舟橋村としては、これまでも、デジタルコミュニティの舟橋村D A Oや地域おこし協力隊と連携して、舟橋村の魅力発信やふるさと納税のP Rに注力してきたところですが、国内外への広報活動をさらに強化するため、去る9月26日にナウル共和国と広報連携に関する協定を締結いたしました。

今後、舟橋村とナウル共和国が連携して、それぞれの文化や地域資源などをデジタル媒体やS N Sを活用して国内外に情報発信するほか、ナウル共和国のマスコットキャラクター「ナウルくん」と舟橋村のコラボグッズの企画、販売などを進めてまいりたいと考えております。

地域の特産品の販路開拓、販路拡大については、高付加価値N F T販売プラットフォーム構築事業における第1弾の商品として、先月17日に「舟橋村の新米を複数年にわたりお受け取りいただく権利」の販売を開始いたしました。

このプラットフォームは、ブロックチェーン技術を基盤としたN F Tというデジタルデータを利用し、確実かつ安全な形で国内外に地域の特産品等をお届けする新しい流通システムの構築を目指すものです。

また、N F Tは新しい特産品の開発や地域資源の付加価値化にも資することから、今後サンフラワープロジェクトやナウル共和国と連携した企画にもN F Tを活用し、舟橋村の行政サービスを支える新たな財源の確保につなげてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日提案しております案件についてご説明申し上げます。

議案第34号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきましては、令和7年度人事院勧告に基づき、一般職職員の給与改定を行うほか、所要の改正を行うものです。

議案第35号 舟橋村議会議員及び舟橋村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第36号 舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例一部改正の件につきましては、所得制限の適用期間の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第37号 令和7年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定

の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億233万1,000円を追加し、予算の総額を23億6,500万7,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、人事院勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の増額に係る費用3,064万6,000円、ふるさと納税の増額に伴う返礼品等に係る費用1,774万6,000円、障害福祉サービスの利用に関する公費負担分としての費用1,149万6,000円等であります。

その財源といたしましては、地方交付税3,632万9,000円、寄附金3,180万円等を充当しております。

議案第38号 令和7年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ41万7,000円を追加するものであります。

議案第39号 令和7年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ663万円を増額するものであります。

議案第40号 令和7年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ118万2,000円を増額するものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川元規) 提案理由の説明が終わりました。

議会運営委員会の委員の選任の件

○議長(古川元規) 次に日程第4 議会運営委員会の委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員会委員の田村馨議員から辞職願が提出されております。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古川元規) ご異議なしと認めます。

よって、そのように許可することに決定いたしました。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、加藤智恵子議員を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川元規） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました加藤智恵子議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

散 会 の 宣 告

○議長（古川元規） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時13分 散会